

中間検査時及び完了検査時に提出、又は提示していただく書類（大阪府内）

1. 共通書面（検査申請時に提出が必要です）

- ①検査申請書 ②委任状 ③軽微な変更説明書
④法7条の5の検査の特例を受ける場合 基礎配筋写真及び軸組・仕口等接合部の写真

2. 特定行政庁の規則により提出●が必要なもの

	大阪府 他(*1)	吹田市	東大阪市 箕面市	羽曳野市・和泉市	大阪市	堺市
工事監理報告書	●	●	●	●	●	●
建築設備工事監理報告書	●	●(*4)	●	●	●	●
工事監理報告書(防火区画等)			●			
公共下水道の接続状況を示す書類の写し				●		
開発検査済証の写し						●
堺市風致地区内における建築物等の規制に関する条例の許可書写し						●
堺市開発行為等の手続きに関する条例の工事検査済証の写し						●
壁量計算等の計算書と筋かい・柱・はり・土台の位置、接合方法を示す図面						●(*3)
コンクリート工事施工(計画・結果)報告書					●(*2)	
コンクリート打込計画表					●(*2)	
合併処理浄化槽の報告書						●
昇降機の構造、位置、性能に係る報告書						●
鉄骨工事施工状況報告書					●	
シックハウス建材の種別・数量・面積を示す報告書						●

- (*1) 豊中市・枚方市・高槻市・門真市・寝屋川市・守口市・茨木市・八尾市・岸和田市・池田市
(*2) RC、SRC造の階数が3階以上又は500㎡以上の場合(中間検査)
(*3) 法第6条第1項第4号建築物について、確認申請時に添付していない場合
(*4) 吹田市建築基準法施行細則8条の2で建築主事が必要と認めているもの

※製造者認証を受けている住宅は、建築設備工事監理報告書の提出は不要です

3. 大阪府内建築行政連絡協議会 統一基準、日本ERI(株)業務約款により、提出◎及び提示○をお願いするもの

(表記以外の構造種別については、担当にお問い合わせ下さい)

法6条第1項	一号	二号	三号		四号	備考
		木造	RC・SRC造	S造		
コンクリート工事施工(計画・結果)報告書			◎(*5)			
コンクリート打込表(計画・結果)			◎(*5)			
鉄骨工事施工状況報告書			◎(*6)	◎		
地盤改良施工報告書		○	○	○		
杭施工報告書		○	○	○		
コンクリート配合報告書			○	○		
骨材試験報告書			○(*5)			
フレッシュコンクリート試験結果報告書		○	○	○		
コンクリート圧縮強度試験報告書		○	○	○		
コンクリートコア強度試験報告書(Fc40以上)			○	○		
鉄筋ミルシート		○	○	○		
PC鋼材ミルシート			○			
圧接部(溶接部)強度試験報告書		○	○	○		
鋼材ミルシート			○(*6)	○		
高力ボルトミルシート			○(*6)	○		
溶接部非破壊試験報告書			○(*6)	○		
工事写真	○	○	○	○	○	
使用金物一覧表		○				
地盤調査報告書	○	○	○	○	○	

(*5) 3階以上又は500㎡以上の場合

(*6) SRC造のみ

・各検査時には、当該工程までの記載及び、書類が必要です

・平成28年5月に見直しを行い、2. 特定行政庁の規則により提出●が必要なものの表に吹田市の建築設備監理報告書の提出(*4)を明記し、3. 大阪府内建築行政連絡協議会 統一基準の表の一号と四号を分けて表示し、返却確認欄を使用していないので削除した。